

## 厚生文教常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	所 管 課
1	第34回全国健康福祉祭（ねんりんピック）の神奈川県開催について	高齢介護課
2	（仮称）おだわら子ども教育支援センターについて	子育て政策課
3	小田原市立病院の施設設備の現況について	経営管理課
4	学校施設のブロック塀の撤去状況について	学校安全課
5	小中学校普通教室等空調設備設置事業について	
6	小田原市立矢作小学校における不審者侵入事案について	教育指導課
7	小田原市立矢作小学校における給食費の盗難に関するその後の状況について	学校安全課

平成30年11月 2 日



## 第34回全国健康福祉祭（ねんりんピック）の神奈川県開催について

### 1 経緯

全国健康福祉祭（ねんりんピック。以下、「大会」という。）とは、健康及び福祉に関する積極的かつ総合的な普及啓発活動の展開を通じ、高齢者を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚等を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与することを目的に開催される事業である。

平成33（2021）年の第34回大会は、神奈川県で開催することが決定している。そこで、平成29年5月に、ねんりんピック神奈川2021実行委員会設立準備会が立ち上がり、開催種目・開催市町村の調整等が行われてきた。

平成30年9月、同設立準備会は大会の概要（案）を取りまとめ、県議会国際文化観光・スポーツ常任委員会への報告がなされたことから、その内容等について、本市においても情報提供するものである。

### 2 第34回大会の概要（案）

- (1) 名称 第34回全国健康福祉祭神奈川・横浜・川崎・相模原大会
- (2) 愛称 ねんりんピックかながわ2021
- (3) 主催 厚生労働省、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、  
一般財団法人長寿社会開発センター
- (4) 共催 スポーツ庁
- (5) 会期 平成33（2021）年11月6日（土）～11月9日（火）
- (6) 参加予定人数 延べ約60万人（観客含む）
- (7) 総合開会式及び総合閉会式  
総合開会式会場 横浜国際総合競技場（日産スタジアム）  
総合閉会式会場 横須賀芸術劇場
- (8) 交流大会開催種目 31種目・26市町（裏面別表のとおり）

### 3 今後の予定

- (1) 神奈川県等
  - 平成30年10月～ 実行委員会設立、基本構想決定
  - 平成31年度 実施要綱、式典・宿泊・輸送・広報等の基本方針の策定等
- (2) 小田原市
  - 平成31年度 事前準備
  - 平成32年度 市実行委員会設立、リハーサル大会開催
  - 平成33年度 交流大会開催  
会場（案）：ソフトテニス 小田原テニスガーデン  
ソフトボール 酒匂川スポーツ広場

## 交流大会開催種目一覧

(別表)

区 分	種 目	会 場 地
スポーツ交流大会 (10種目)	卓 球	横 須 賀 市
	テ ニ ス	横 浜 市
	ソ フ ト テ ニ ス	小 田 原 市
	ソ フ ト ボ ー ル	小 田 原 市
	ゲ ー ト ボ ー ル	藤 沢 市
	ペ ー タ ン ク	大 井 町
	ゴ ル フ	箱 根 町
	マ ラ ソ ン	山 北 町
	弓 道	秦 野 市
	剣 道	伊 勢 原 市
ふれあいスポーツ 交流大会 (17種目)	水 泳	相 模 原 市
	グラウンド・ゴルフ	茅 ヶ 崎 市
	オリエンテーリング	真 鶴 町
	ラグビーフットボール	厚 木 市 ・ 海 老 名 市
	サ ッ カ ー	横 浜 市
	ソフトバレーボール	藤 沢 市
	な ぎ な た	川 崎 市
	ウ ォ ー ク ラ リ ー	座 間 市
	太 極 拳	大 和 市
	軟 式 野 球	川 崎 市 ・ 秦 野 市 ・ 中 井 町
	ターゲット・バードゴルフ	綾 瀬 市
	バウンドテニス	相 模 原 市
	ダンススポーツ	川 崎 市
	パークゴルフ	開 成 町
	インディアカ	南 足 柄 市
	サーフィン	茅 ヶ 崎 市 ・ 大 磯 町
スポーツチャンバラ	鎌 倉 市	
文化交流大会 (4種目)	囲 碁	平 塚 市
	将 棋	愛 川 町
	俳 句	湯 河 原 町
	健 康 マ ー ジ ャ ン	厚 木 市
計	31種目	26市町

### 交流大会以外の開催種目

交流大会（スポーツ交流大会、ふれあいスポーツ交流大会及び文化交流大会）で開催する31種目以外にも、次の種目を開催する予定。

スポーツ吹矢、セーリング、スポーツクライミング、カローリング、シャフルボード、ウォーキング、パッチワーク、かるた、民踊

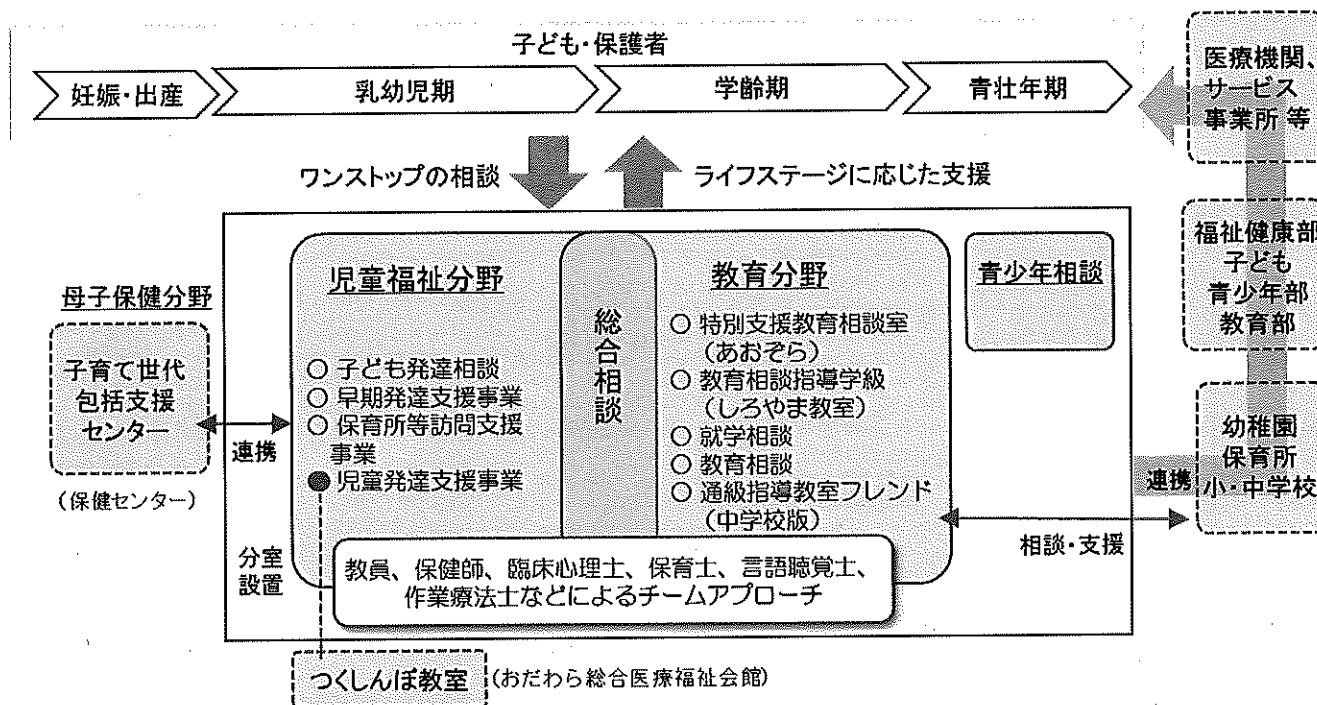
## (仮称) おだわら子ども教育支援センターについて

### 1 目的

発達面において支援を必要とする児童等が増加している本市の現状を捉え、乳幼児期から学齢期・青壮年期に至るまで、子どもの発達支援を軸に、これまで各施策間や成長段階で連携が十分ではなかった相談・支援機能を集約することにより、教育・保育現場での支援環境の向上を図り、「いのちを大切にす小田原」の実現につなげる。

施設は、旧小田原看護専門学校を活用し、教育と福祉の連携、さらには青壮年期までのライフステージに応じた切れ目のない相談・支援体制を構築することを目的とした(仮称)おだわら子ども教育支援センターを平成32年4月に開設する。

### 2 (仮称) おだわら子ども教育支援センターの基本的な考え方



### 3 施設に集約する相談・支援事業

#### (1) 移設

- ・子ども発達相談、早期発達支援事業 (子育て政策課)
- ・青少年相談 (青少年課)
- ・特別支援教育相談室 (あおぞら)、教育相談指導学級 (しろやま教室)、就学相談、教育相談通級指導教室フレンド、支援教育事業、日本語指導協力者派遣事業 (教育指導課)

#### (2) 新設

- ・つくしんぼ教室 (幼稚園、保育所と併用して利用するグループ)
- ・中学生を対象とした通級指導教室フレンド

※移転可能な事業からスタートし、将来的には機能の拡大も視野にいれる。

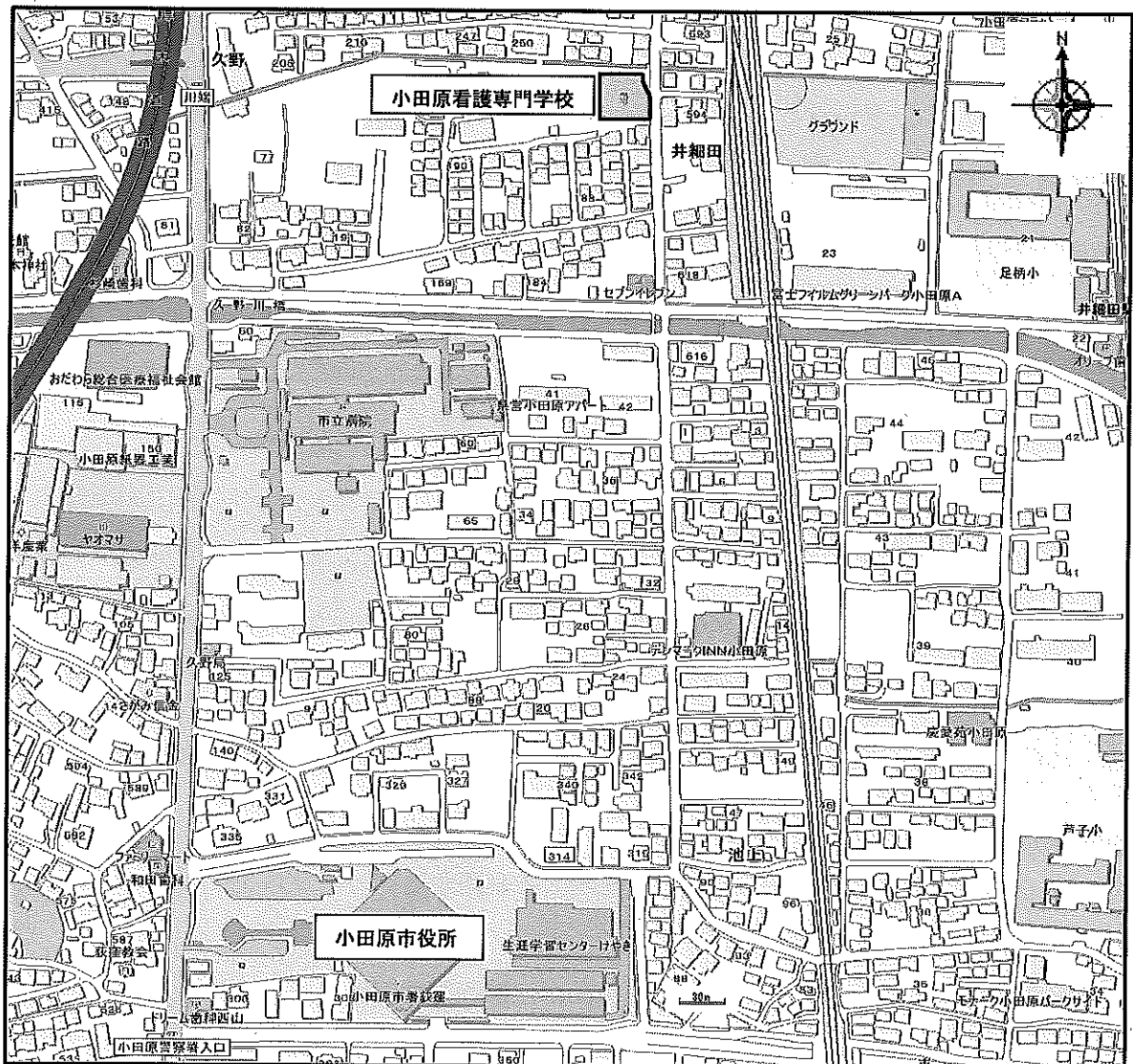
#### 4 今後のスケジュール（予定）

- 平成31年 2月 基本方針を策定し、厚生文教常任委員会に報告
- 平成31年 9月～ 改修工事
- 平成31年12月 施設設置条例案の提出
- 平成32年 4月 開設

#### 5 施設概要（旧小田原看護専門学校）

- (1) 所在地 小田原市久野字川端195番地1、195番2
- (2) 用途地域 第一種住居地域
- (3) 建築年月 平成5年12月
- (4) 構造 鉄筋コンクリート造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺4階建
- (5) 敷地面積 1,309.43㎡
- (6) 建築面積 780.23㎡
- (7) 床面積  
延床 2,573.66㎡  
1階 764.13㎡  
2階 780.95㎡  
3階 536.78㎡  
4階 491.80㎡

#### 6 位置図



## 小田原市立病院の施設設備の現況について

## 1 概要

小田原市立病院の現在の施設は、昭和56(1981)年から昭和59(1984)年にかけて実施した全面改築により再整備されたもので、その概要は次のとおりである。

施設概要	敷地面積:21,268 m <sup>2</sup> <span style="float:right">延床面積:23,562 m<sup>2</sup></span> (職員宿舍敷地は含まない。)
	本館(病棟)(S58(1983).3完成)、中央診療棟(S59(1984).3完成)、 外来診療棟(S59(1984).12完成)
	駐車場 収容台数 368台(患者用272台、職員用96台)
病床数	一般417床
職員数	正規職員: 618名 [医師91名、看護師397名、准看護師2名、 医療技術職102名、事務職26名] 臨時職員: 258名 [医師47名、研修医20名、看護師40名、 看護補助員42名、医療技術職39名、 事務職34名、その他36名] 委託職員: 220名 [医事、清掃、警備、車両、防災センター、 中央監視、中央材料室滅菌、洗濯、薬品SPD、 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">合 計: 1,096名</span> 診療材料SPD、患者給食]
診療科	26科 内科 腎臓内科 糖尿病内分泌内科 精神科 神経内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 小児科 外科 整形外科 形成外科 脳神経外科 呼吸器外科 消化器外科 心臓血管外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 病理診断科 救急科 麻酔科

(平成30(2018)年4月1日現在)

全面改築から約35年が経過し、現施設では老朽化による物理的劣化が見られることに加え、人員や設備の非効率な配置、施設の狭あい化といった社会的劣化が進んでおり、「医療ニーズや医療環境の変化に対応して、今後のあり方にふさわしい医療を提供することが困難になりつつある。」(平成26(2014)年2月市立病院運営審議会答申から)。

こうした状況から、「早期に市立病院の建替を検討していく必要がある。」(同上)とされ、今後、新病院開院までの期間を、少しでも短縮する努力が求められている。

## 2 物理的劣化の状況

### (1) 建物、設備

本館、中央診療棟、外来診療棟は、いずれも約35年が経過し、建物及び設備の物理的劣化が目立っている。

#### ① 建物

いずれの建物も建設以来大規模改修はなされておらず、外壁のひび割れ等が確認されるほか、屋上防水、外部建具、内装・内部建具においても劣化が認められ、劣化の激しい箇所については、改修の必要性が認められる。

#### ② 設備

電気設備、給排水衛生設備、空調設備その他、多くの設備があるうち、空調設備及び非常用発電設備のみ、平成26(2014)年度から平成30(2018)年度までで更新を行っている(非常用発電設備は一部更新、発電機本体はオーバーホール)が、その他は建設当時のままで劣化が進んでいるため、各設備の主要部分についての更新の必要性が高まっている。

#### <改修、更新に要すると見込まれる費用>

種別	概算費用(千円)
建物(外壁タイル、屋上防水、日よけ外部ルーバー等)	334,000
電気設備(自動火災報知設備、高圧受変電設備、電灯・動力設備等)	744,900
機械設備(上水受水槽・揚水ポンプ、エレベータ等)	165,000
合計	1,243,900

※1 直接工事費のみで経費・消費税は含まない。

※2 機械設備のうち設備に付随する排水管については、病院機能を維持しつつ、全てを更新することは困難であるため、状態の悪い排水管のみ更新し、その他は現状配管の維持を行うものとなっている。

建設業者からは、突然の故障等を起こさないよう、予防的に維持していくためには、上記のような更新工事が必要であると言われている。なお、排水管については診療を継続しながら全面的に更新することは困難であると言われており、また、高圧受変電設備の更新には長時間の停電が必要である等、実施には大きな困難を伴うことが判明した。

そのため、市立病院としては、病院設備の管理を行っている委託業者とも協議した上で、毎年度の定期点検での状況の変化に注視しながら、必要最小限の修繕を行っていくこととし、早期に病院の再整備を行うことに注力していく考えである。



## (2)更新が望まれる医療機器

市立病院には多くの医療機器があるが、機器の状況を見ながら、できるだけ長く使用するよう努めている。中でも CT や MRIをはじめ、高額な医療機器については、費用の平準化を図るため更新計画を作成し、計画的に導入している。

こうした高額な医療機器で今後更新が望まれるものは、以下のとおりである。

### <今後更新が望まれる高度医療機器>

機器名(取得年月)	更新予定年度	費用見込額(千円)
放射線治療装置(リニアック)(H14(2002).3)		294,000
多目的X線血管撮影装置(H17(2005).3)	H31(2019)	130,000
MRI(No.1)(H18(2006).1)	H33(2021)	131,000
PET-CT(H18(2006).3)	H33(2021)	253,000
単光子断層撮影装置(H20(2008).1)	H35(2023)	48,000
循環器用X線透視診断装置(H25(2013).10)	H40(2028)	186,000
MRI(No.2)(H25(2013).10)	H40(2028)	186,000
合計		1,228,000

※ 放射線治療装置(リニアック)の更新には建物の改修が必要で、現状の機能を有する機器への更新は困難である。なお、費用見込額には建物改修費は含んでいない。

上記の医療機器については大型のものが多く、移設費用が高額になる上、移設する場合でも使用できない期間が生ずることから、市立病院としては、新病院の建設時に更新することを想定し、それまでの間はメンテナンスで対応することとしている。

## 3 社会的劣化の状況

### (1)診療機能及び療養環境

#### ① 病室について

全面改築時、医療法における病室の1ベッド当たり基準面積は4.3㎡であり、6人部屋を基本としていたが、現在は6.4㎡に拡大され、4人部屋が基本となっている。加えて、療養環境加算(8.0㎡以上、250円/日、試算:約30,000千円/年)が算定できない等、現在の病室の水準から見るとゆとりがなく、設備面でもプライバシー面でも良好な療養環境を提供できているとは言い難い。

#### ② 狭あい化の状況

全面改築時は診療科数が15科、正規職員数も388人であったが、平成30(2018)年4月1日現在、26科618人となった。診療科の増加には診療室や外来化学療法室等

を廊下の一部をパーテーションで区切ることにより対応してきたが、既にスペースがない状況である。正規職員数も約1.6倍となっており、更衣室や休憩室も不足している。

### ③ 諸室の不足

手術室は既に増室工事をして現在8室であるが、手術件数の増加により不足気味となり、手術の予約に影響が出ている。また、患者への説明が重要視されるようになって、面談室が不足しており、患者や家族をお待たせすることがある。更に、医療機器・器具の充実に伴い保管する倉庫が不足しており、分散配置や車椅子等を廊下の隅に配置するような状況である。

### ④ 救命救急センターについて

平成18(2006)年度の改修工事により設置した救命救急センターについては、改修による制約等から、概ね次のような課題が存在する。

- ・ 救急患者搬入の専用入口がなく、一般客等と動線が同じであることや、救急車降車場所から入口までの間、雨天時に濡れる場合がある。
- ・ 1階の初療室(外来)、2階(12床)及び7階(8床)の病棟に分かれているため、移動に時間を要することに加え、人員配置が非効率である。
- ・ 搬入された患者が、検査部門や手術室(地階～3階)へ移動する場合、利用するエレベーターも旧式かつ離れており、時間を要する。
- ・ 救急外来入口は、時間外には病院の唯一の出入口となり、救急患者搬入口や待合の機能と、見舞客や職員等の通路としての機能が輻輳し、非常に混雑する。

## (2) 施設基準等への対応

診療行為の中には、満たすべき人員や設備の基準(施設基準)に適合することで、初めて診療報酬を算定できるものがある。市立病院では、診療機能や療養環境の向上及び収益確保を目的として、前述の狭あい化等の制約のある中でも施設基準に適合するよう、廊下の一部やデッドスペースを活用して専用スペースを創出してきた。

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| ・ 患者サポートセンター    | ・ 入院支援センター |
| ・ 産後うつ予防のための相談室 | ・ 栄養指導室    |
| ・ 治験管理室         | ・ 言語聴覚室    |
- 等

しかし、そうした工夫も既に限界を超えており、今後、診療報酬改定時に基準が厳格化されると、従来取得していた加算を維持したり、新たな加算を取得することが困難になることが考えられる。

そのような観点からも、可能な限り早期の再整備が求められる。

学校施設のブロック塀の撤去状況について

1 緊急点検の結果について（平成30年8月24日 厚生文教常任委員会報告時）

区 分	施設数	ブロック塀箇所数
点検実施数	42	
ブロック塀なし	29	
ブロック塀あり	13	27
うち危険性あり	12	22
高さが2.2mを超えるもの		3
必要な控え壁がないもの		13
控え壁の間隔が適合していないもの		4
劣化等が認められるもの		13
老朽化しているもの	4	5

※ブロック塀あり及び危険性ありの内訳は、重複している項目があるため、合計と一致しない。

2 工事スケジュール

		平成30年度												平成31年度											
		6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1				
前羽・山王(東側)以外	ブロック塀撤去 (25か所)	→																							
	仮設フェンス設置 (22か所)			→																					
	フェンス新設 (23か所)									→															
前羽小学校	JR協議	→																							
	ブロック塀撤去 (1か所)																								
	フェンス新設																								
山王小学校(東側)	ブロック塀撤去 (1か所)	▶																							
	仮設フェンス設置	→																							
	植栽、樹木伐採																								
	フェンス新設																								

### 3 再点検の結果について（平成30年10月24日現在）

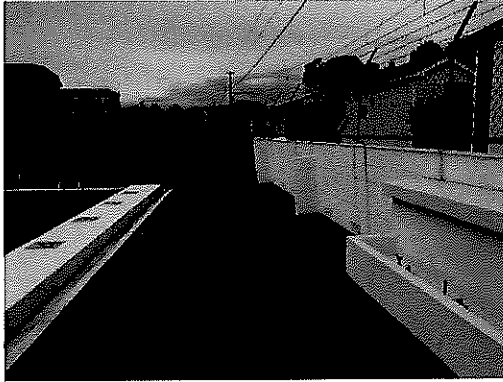
区 分	施設数	ブロック塀箇所数
点検実施数	42	
ブロック塀あり	7	10
うち危険性あり	5	8
高さが2.2mを超えるもの		1
必要な控え壁がないもの		6
控え壁の間隔が適合していないもの		2
劣化等が認められるもの		0
老朽化しているもの	2	2

※危険性ありのブロック塀箇所数の内訳は、重複している項目があるため、合計と一致しない。

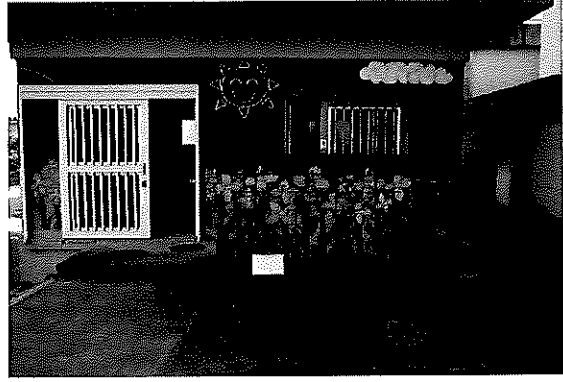
### 4 新たに発見したブロック塀について

#### (1) 概要

	学校名	箇所	高さ (m)	延長 (m)	高さ 2.2m超	控え壁 なし	控え壁 間隔不適合	劣化	老朽化
1	新玉 小学校	プール裏	1.6	8.08	-	-	-	-	○
2	芦子 小学校	線路境界 (校庭側)	1.1	27.1	-	-	○	-	-
		線路境界 (プール側)	1.4	21.55	-	-	○	-	-
3	早川 小学校	運動場男子トイレ 目隠し壁	1.8	1.8	-	○	-	-	-
		運動場女子トイレ 目隠し壁	1.8	1.8	-	○	-	-	-
4	山王 小学校	運動場男子トイレ 目隠し壁	1.6	1.8	-	○	-	-	-
		運動場女子トイレ 目隠し壁	1.6	1.8	-	○	-	-	-
5	報徳 小学校	運動場トイレ 目隠し壁	1.2	2.0	-	-	-	-	○
6	白鷗 中学校	運動場トイレ 目隠し壁	1.9	2.4	-	○	-	-	-
7	国府津 中学校	運動場トイレ 目隠し壁	2.4	1.6	○	○	-	-	-



芦子小学校 線路境界（プール側）



報徳小学校 運動場トイレ目隠し壁

## (2) 今後の対応

- ・新玉小学校については、民地との境界にあるため、土地所有者と調整の上、ブロック塀の撤去及びフェンス新設を行う。
- ・芦子小学校については、大雄山線の線路敷と近接しているため、伊豆箱根鉄道株式会社と協議の上、ブロック塀の撤去及びフェンス新設を行う。
- ・その他のブロック塀については、学校との調整の上、ブロック塀の撤去及びフェンス新設を行う。

## 5 財源

### (1) 「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」の創設

ブロック塀の倒壊事案や今夏の災害ともいえる猛暑に起因する健康被害の発生状況等を踏まえ、早期に子どもたちの安全と健康を守るため、公立学校における倒壊の危険性のあるブロック塀の安全対策や熱中症対策としての空調整備を推進するための臨時特例交付金の補正予算案が、平成30年10月15日に閣議決定された（内容については、国会での補正予算の審議を経て確定するものであり、現時点では未確定）。

ア 算定割合：実工事費（設置者の積算額等）と配分基礎額（国庫補助単価での積算額）の総和を算出し、どちらか小さい額の1/3

イ 対象の範囲

下限額：400万円以上の事業（1設置者あたり）

上限額：2億円（1校あたり）

ウ 事前着工した事業（完了した事業も含む）も対象

### (2) 事業債

起債充当100%、元利償還金の60%を交付税算入



## 小中学校普通教室等空調設備設置事業について

### 1 第1回事業者選定委員会で決定した主な事項

#### (1) スケジュール

日 程	内 容
9月25日(火)	募集要項等の公告
10月4日(木)～10月11日(木)	参加表明書の受付期間
10月16日(火)	参加資格確認結果の通知日
10月17日(水)～10月22日(月)	現地確認期間
11月2日(金)～11月9日(金)	提案書の受付期間
11月14日(水)	第2回事業者選定委員会(提案審査)
11月16日(金)	最優秀提案者の決定及び審査結果の公表
11月下旬	仮契約の締結
12月中旬	本契約の締結

#### (2) 空調設備の熱源

ガス式とする。

#### (3) 主な参加資格要件

##### ア 企業体の構成

本事業を実施するために必要な能力を備えた企業で、2者又は3者の自由意志により結成するものとする。

##### イ 代表企業の参加資格要件

(ア) 建設業法第3条第1項の規定による管工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 平成29・30年度小田原市競争入札参加資格登録時において、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の管工事の総合評点が次のいずれかに該当すること。

① 910点以上であること(Aランク)。

② 小田原市内に本店を有し、740点以上であること(Bランク) など。

##### ウ 代表企業以外の構成員の参加資格要件

(ア) 小田原市内に本店を有すること。

(イ) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の管工事又は電気工事の総合評点が740点以上であること(Bランク)。

#### (4) 評価項目及び配点

No.	評価項目	配点
本事業の実施に関する項目		
1	事業計画の妥当性	20点
2	リスクへの対応及び事業履行の確保	10点
3	事業実施における地域貢献	35点
小計		65点
設備整備に関する項目		
4	設計及び施工業務の実施体制及びスケジュールの妥当性	30点
5	空調設備の特徴、学校現場の環境特性に配慮した工夫	25点
6	整備に向けた安全確保の妥当性	15点
7	フレキシビリティへの配慮	5点
小計		75点
空調設備の維持管理に関する項目		
8	緊急時の対応・対策及びライフサイクルコスト等への配慮	10点
小計		10点
価格に関する項目		
9	50点 × (最低提案価格/当該提案価格)	50点
小計		50点
総計		200点

## 2 企業体の参加状況

提出された参加表明書の資格審査を行い、10月16日（火）付けで審査通過結果を通知した。

## 3 財源

### (1) 「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」の創設

ブロック塀の倒壊事案や今夏の災害ともいえる猛暑に起因する健康被害の発生状況等を踏まえ、早期に子どもたちの安全と健康を守るため、公立学校における倒壊の危険性のあるブロック塀の安全対策や熱中症対策としての空調整備を推進するための臨時特例交付金の補正予算案が、平成30年10月15日に閣議決定された（内容については、国会での補正予算の審議を経て確定するものであり、現時点では未確定）。

ア 算定割合：実工事費（設置者の積算額等）と配分基礎額（国庫補助単価での積算額）の総和を算出し、どちらか小さい額の1/3

イ 対象の範囲：下限額：400万円以上の事業（1設置者あたり）

上限額：2億円（1校あたり）

ウ 事前着工した事業（完了した事業も含む）も対象

### (2) 事業債

起債充当100%、元利償還金の60%を交付税算入



## 小田原市立矢作小学校における不審者侵入事案について

- 1 発生日時 平成30年10月2日(火) 午前9時30分頃
- 2 発生場所 矢作小学校運動場
- 3 発生の経過

時刻	経過
9時	9月29日(土)に運動会を実施したが、途中降雨により中止となり、再度全種目を実施するため、この日に運動会を実施した。平日にもかかわらず、多くの保護者や地域住民が観覧に訪れていた。
9時30分頃	屋外トイレの近くで、応援していた1人の保護者が、トイレを覗き込む不審な動きをする男を発見し、本部テントにいた学校職員に報告をした。 直ちに、1人の学校職員が現場に向かい、少し離れた場所に当該の男を発見し、声をかけたところ、男は逃走した。 学校職員2人と異変を察知した別の保護者2人が、男を追いかけた。男は、校門(東門)から学校敷地外に出て、東方面へと逃走したが、近くの駐車場内において、追いかけた学校職員と保護者が取り押さえた。
9時45分頃	学校職員が、男にトイレを覗いたことを尋ねたところ、男が認めため、小田原警察署へ通報した。
10時頃	小田原警察署警察官が現場に到着し、男を引き渡した。
14時	運動会が終了した。
14時30分	交番の警察官が来校し、校長及び学校職員に、事件の概要を確認した。
16時30分	小田原警察署警察官が来校し、校長及び学校職員、発見した保護者、取り押さえた保護者の立会いの下、現場検証を行った。 矢作小学校長は、建造物侵入の被害届を小田原警察署に提出した。

## 4 矢作小学校の対応と再発防止

- ・ 保護者に対し、10月3日に、緊急情報発信システム(通称「フェアキャスト」)で本事案について周知した。
- ・ 学校事故防止マニュアルにおける不審者侵入の対応について、全職員の再確認と、全児童への注意喚起及び不審者対応への指導を行った。
- ・ 学校行事等に、保護者や地域住民など不特定の来校者がある場合、PTA等と連携し、防犯のための見守り体制の検討をする。

## 5 教育委員会の対応

- ・ 市内小中学校、幼稚園に対し、10月3日に文書で本事案について周知し、不審者侵入への注意喚起を行った。
- ・ 矢作小学校の屋外トイレに目隠しフェンスを設置する。



## 小田原市立矢作小学校における給食費の盗難に関するその後の状況について

事件発生後、子どもが現金を持ち歩くリスク、保護者や教職員がまとまった額の現金を扱うリスク、それが一か所に集約されるリスクなどを勘案し、平成30年4月より、市内の全小中学校（2幼稚園含む）にて給食費の口座引落しを開始した。

なお、現在、特に警察から本件に関する情報はない。

### 事件概要（平成29年6月、9月厚生文教常任委員会報告済）

小田原市立矢作小学校において、1年生・2年生・3年生の9クラス分の給食費（122万6千円）の盗難が発生した。

1 発生日時 平成29年4月19日（水） 午前8時30分頃

2 発生場所 小田原市立矢作小学校 図書室

#### 3 発生時の経過

当日は給食費集金日であり、各クラスの保護者の集金当番がクラスごとに給食費を集め、これを図書室でPTA役員、学校職員等がチェック・集計を行っていた。

図書室には、集金当番などが出入りしていたが、そこに何者かが紛れ込んでいた。

遅れて提出された給食費をチェック・集計済みの給食費に合算しようとしたところ、1年生・2年生・3年生の9クラス分122万6千円を紛失していることに気付き、何者かが持ち去ったものとして小田原警察署に被害届を提出した。

#### 4 原因

新年度の新体制による最初の集金作業であり、作業中に担当業務の引継説明を行わなければならないなど作業に余裕がなく、現金の監視体制に隙があったため。

#### 5 学校給食への影響について

損害保険に加入しており、児童・保護者や学校給食への直接的な影響はない。

#### 6 再発防止

- ・作業従事者の確認や現金の監視など作業体制の点検を行い、改善を図っていく。その日のうちに各小中学校へ、公金の取り扱いや来校者のチェック確認体制の注意喚起の通知を行った。
- ・各校長に対する学校経営ヒアリングの際に、不審者の侵入防止と公金の管理の徹底を文書で個別に依頼した。
- ・給食費検討委員会からの報告を受け、給食費の徴収方法は、平成30年度から手集金ではなく口座引落としとし、給食費の未納対策は、教育委員会が主となり対応していくこととした。

